



短期入所生活介護費 **本館・多床室（2人・4人部屋）**

要介護度	1日あたり（介護保険報酬内訳）									
	単位	サービス提供体制強化加算Ⅱ（※1）	夜勤職員配置加算Ⅲ（※2）	機能訓練指導体制加算（※3）	介護職員処遇改善加算Ⅰ（※4） 総単位数×17.6% （令和8年6月～変更）	合計単位	1単位の単価 5級地（※5） 合計単位×10.55円	自己負担金／日 （目安） 1割負担の方	自己負担金／日 （目安） 2割負担の方	自己負担金／日 （目安） 3割負担の方
要支援1	451	18		12	85	566	5,971円	598円	1,195円	1,792円
要支援2	561				104	695	7,332円	734円	1,467円	2,200円
要介護1	603	18	15	12	114	762	8,039円	804円	1,608円	2,412円
要介護2	672				126	843	8,893円	890円	1,779円	2,668円
要介護3	745				139	929	9,800円	980円	1,960円	2,940円
要介護4	815				151	1,011	10,666円	1,067円	2,134円	3,200円
要介護5	884				164	1,093	11,531円	1,154円	2,307円	3,460円
減額（※6）		食費（※7）／日			居住費（※8）／日			食費＋居住費／日		
第1段階		300円／日			0円／日			300円／日		
第2段階		600円／日			430円／日			1,030円／日		
第3段階（1）		1,030円／日			430円／日			1,460円／日		
第3段階（2）		1,360円／日			530円／日			1,890円／日		
第4段階		1,645円／日			915円／日			2,560円／日		

朝420円／昼625円／夕600円【1日1645円】（令和8年8月～変更）

※利率の使用に伴い、端数処理が回数によって変更となり、上記の1日の目安×日数ではありません。

加算要件に該当する場合（実施加算）、ご利用者・ご家族の希望によってサービスを利用された場合にお支払いいただくもの

実施加算	送迎加算	片道につき184単位（自己負担額 228円（1割負担の目安）） ※通常の事業実施地域を越えてからは、1kmあたり100円がかかります。	
	若年性認知症利用者受入加算	1日あたり120単位（自己負担額 149円（1割負担の目安））※対象の方のみ 若年性認知症利用者受入とは・・・64歳以下の方で医師より「認知症」等と診断された方を受け入れる場合。	
	療養食加算	1食につき8単位（自己負担額 10円（1割負担の目安））※対象の方のみ 医師の指示書に基づき、糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食などを提供した場合。	
	緊急短期入所受入加算	1日につき90単位（自己負担額 112円（1割負担の目安））※対象の方のみ ご利用者の状態や家族の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護が必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度とし算定します。	
その他	複写物の交付	ご利用者様に係る記録等を複写し、交付するサービス。別途契約により、無料に交付するものは除きます。	10円／1枚 （A4サイズを標準）
	外出行事や特別なレクリエーション等	その企画の都度、ご利用者様若しくはご家族の希望をお伺いして実施します。	実費の徴収をさせていただきます（通常施設内で行われるレクリエーション。リハビリ等は無料です）
	お好み食事	通常提供させていただく食事以外に特別にご希望がある場合（お酒や特にご希望の副菜など）	食料費等の実費を徴収させていただきます。
	買い物代行	地元の商店等での買い物をするサービス又は、インターネット・買物発注代行（長期利用者及びご家族にて対応が困難な場合のみ）	100／1回
	理容サービス	理容師の出張による理容サービス（日程の調整等があり、ご利用できない場合がございます）	2,000円／1回 （顔そり 300円）
	料金引落サービス	事業所へのお支払い方法で銀行等の引落を選択された場合の手数料	70円／1回

※1 サービス提供体制強化加算Ⅰ（Ⅱ）とは・・・介護職員の総数のうち、介護福祉士を所持している介護職員が基準を満たしている場合に加算されます。

※2 夜勤職員配置加算Ⅲ（従来型）・Ⅵ（ユニット型）とは・・・夜勤時間帯（午後10時から午前5時までの時間帯を含めた連続する16時間をいう。）に必要な夜勤職員の数をもとに算定することに加えて、看護職員又は「喀痰吸引」のできる介護職員を配置していること。

※3 機能訓練指導員を配置していることをいいます。

※4 介護職員処遇改善加算とは・・・介護職員の処遇改善（資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善）の取組を行う事業所に対して加算されます。

※5 平成27年度介護報酬改定にともない、事業所所在地がつくば市である当事業所は5級地となり、1単位の単価が10.55円となります。

※6 減額とは
 ＊第1段階：住民税非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者または生活保護受給者【預貯金等の資産状況（単身）1000万以下（夫婦）2000万以下】
 ＊第2段階：住民税非課税世帯に属する方で、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計所得額の合計が80万円以下の方【預貯金等の資産状況（単身）650万以下（夫婦）1650万以下】
 ＊第3段階（1）：住民税非課税世帯に属する方で、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計所得額の合計が80万円を越えて120万円以下の方【預貯金等の資産状況（単身）550万以下（夫婦）1550万以下】
 ＊第3段階（2）：住民税非課税世帯に属する方で、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計所得額の合計が120万円を越える方【預貯金等の資産状況（単身）500万以下（夫婦）1500万以下】
 ＊第4段階：住民税課税世帯に属する方

※7 食費とは・・・朝食420円・昼食625円・夕食600円、3食で1,645円。（又は減額の金額の負担となります）

※8 居住費とは・・・ご利用者様の居住環境によりお支払いいただくもの。